> 台帳No. 道路河川建設課

業務名 令和7年度 道路橋定期点検業務(その2)

仕 様 書 道路河川建設課 係 長 設計者 課長 課長補佐 係 員 検算 令和7年度 下関市 市内一円 年 度 場 所 令和7年度 道路橋定期点検業務(その2) 業務名 点検橋梁 N= 50 橋 道路橋定期点検業務 一式 業務概要 履行期間 年 月 日 から 令 和 8 年 3 月 13 日 まで 千 設計金額 (元設計金額) 千 百 拾 千 円 変更設計額 千 千 億 百 拾 万 百 拾 円 精算見込額 設 計 用 紙 下 関 市

# 設計書(金抜き)

施 工 年 度 令和 7 年度

路 線・河 川 名

工事(業務)名 令和7年度 道路橋定期点検業務(その2)

工事(業務)場所 下関市 市内一円

箇 所 コード

#### 発注者が求める仕様について

設計書(金抜き)に記載するもののうち、発注者が求める仕様は以下に示すものとする。

- (1) 目的物の設計数量
- (2) 工事に使用する材料の規格及び品質
- (3) 特記仕様書や施工条件書等に定めのあるもの

#### その他 (注意事項)

(1) 入札時の見積りについて

入札時の見積りにあたっての名称、規格、数量、単位等は、設計書(金抜き)によること。

(2) 仮設、施工方法等

仮設、施工方法その他工事の目的物を完成させるために必要な一切の手段については、特記仕様書、施工条件書等に定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。

従って、原則として変更設計の対象とはならない。

(3) 建設機械の指定について

設計書(金抜き)に記載されている建設機械の機種や規格等のうち、施工条件書等で指定していないものは、 積算上参考として標準的な機種等記載しているものであり、指定事項ではない。

従って、原則として変更設計の対象とはならない。

(4) 積算条件について

設計書(金抜き)に記載されている現場固有の条件(施工条件(施工規模や土質等)、見積により決定した歩掛、現場条件により決まる交通誘導員の人数や仮設材の供用日数等、条件明示なしでは算出困難な日当り施工量や人役等)については、積算にあたって設定したものを積算上参考として記載しているものである。

従って、これらの条件に変更があった場合には設計変更の対象となる。

なお、施工代価表内の例のような表記は、当該施工代価表における積算条件を示している。

(例) A=1 土砂 B=1 オープンカット

(5) 週休2日の補正について

週休2日モデル工事の補正対象となる単価コードについては、該当する工種の施工代価表の備考欄へ週休補 正区分とこれに対応した補正率を記載している。

ただし、施工パッケージ型積算方式についてはこの記載がないため留意すること。

(例) 4週8休(×1.04)

# 総括情報表

事務所適用単価地区	60 下関市 14 下関市(旧市内)	
適用基準日	00-07.04.01(0)	
発注区分 成果品作成区分(測量) 施工管理費区分(地質調査) 成果品作成区分(設計) 電子計算機使用料自動計上	41 一般(土木) 00 計上なし 00 計上なし 01 自動計上しない	【代価表の諸雑費】 #09 単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように 所定の諸雑費率以内で端数を計上している。 #91, #92, #99 単位数量当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁に なるように端数を計上している。 ( #01~#08では、有効数字4桁になるような端数計上はしていません。)

# \*設計業務委託費 \* 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単 価	金	額	備考
設計業務委託費						X3000
1-2巡目点検						Y1999
2-職員点検_一般橋梁_規制無						Y2999
一般橋梁						V000031 00
職員点検 規制無						
幅員4m程度 橋長2m以上5m以下		1-				W 55
	32	橋				単第0 -0001 表 V000035 00
一般橋梁 職員点検 規制無						V000035 00
幅員8m程度 橋長2m以上5m以下						
	13	橋				単第0 -0005 表
一般橋梁 職員点検 規制無						V000042 00
	5	橋				単第0 -0007 表
2-打合せ協議						Y2999
中間 2 回						
打合せ等						SY210009 00
中間打合せ回数=2回						
	1	業務				単第0-0009 表
**直接人件費**	l	未伤				半年 10003 衣
00,000,0012,0000,4,0						

# \*設計業務委託費 \* 内訳表

費目・工種・施工名称など	数数	量単位	単価	金額	備	考
* * 直接原価 * *	<u> </u>		<del>+</del>	並 領	I/HB	~5
直到水						
* * その他原						
価 * *						
* * 業務原価 * *						
* *一般管理						
費等**						
* * 業務価格 * *						
* * 消費税相						
当額 * *						
* * 業務費計 * *						
1						
I control of the cont						

施工代価表 戦第0 -0001 表

一般橋梁

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>員 4 m程度 橋長</u>	{2 m以上5	m以下		+330 0001 A	10 橋
名 称 ・ 規 格 な ど	数量	単位	単 価	金額	備 VV000011000	<u>考</u> 単第0-0002 表
計画準備 職員点検 交通規制無	10	橋			V V 0 0 0 0 1 1 0 0 0	半第0-0002 农
定期点検 =幅員4m程度 橋長2m以上5m以下 =職員点検	10	橋			VV000021010	単第0-0003 表
報告書作成 一般橋梁 職員点検	10	橋			VV000030000	単第0-0004 表
* * * 合計 * * *	10	橋				
*** 単位当たり ***	1	橋				

W000011000 施工代価表 <sub>単第0-0002 表</sub>

職員点検 交通規制無						10	橋	当り
│ 名称・規格など	数量	単 位	単 価	金額	備		考	
主任技師 内業	0.34	人			R0610			
技師(A) 内業	0.16	人			R0620			
技師(B) 内業	0.34	人			R0630			
技師(C) 内業	0.49	人			R0640			
技師(D)(技術員) 内業	0.34	人			R0645			
*** 合計 ***	10	橋						
*** 単位当たり ***	1	橋						

施丁代価夷

定邯占烯	\/\/00021	<sub>1010</sub> /////	!	1IIII <i>ব</i> ছ	単第0 -0	.003 <b>≢</b>	<i></i>	, 0001
定期点検 幅員4m程度 橋長2m以上5m以下 職員 名称・規格など 技師(B)	∀∀₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	010 73		·	<del>- 1   1   1   1   1   1   1   1   1   1 </del>	11	0 橋	出い
名称・規格など	<u>点検</u> 数 量	単位	単 価	金	額		· · · · · · · · · 考	
技師(B)	<u> </u>	<u> </u>	— іщ	312	R0890		<del>_</del>	
外業	1.0	人			110000			
	1.0							
技師(C)					R0900			
技師(C) 外業	1.0	人			110300			
	1.0							
技術員					R0905			
技術員 外業	1.0	人			10303			
	1.0							
*** 合計 ***	10	橋						
	10	11-0						
* * * 単位当たり * * *	1	橋						
十世当たり	'	11-0						
						-		

報告書作成

単第0 -0004 表 一般橋梁 職員点検 10 橋 当り 名称・規格など 数 量 単位 単 金 額 備 主任技師 R0610 内業 0.3 人 技師(A) R0620 内業 0.3 人 技師(B) R0630 内業 人 0.6 技師(C) R0640 人 内業 0.6 技師(D)(技術員) R0645 内業 0.9 人 \* \* \* 合計 \* \* \* 橋 10 \* \* \* 単位当たり \* \* \* 橋 1

一般橋梁

施工代価表 戦第0 -0005 表

	VUUUUV □ SH C SH E				<b>丰</b> 另0 -0003 农	40 括 1/1
職員点検 規制無 幅	員 8 m程度 橋長	<u> ∠ m以上 5</u>	<u> </u>	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	,,,,	10 橋 当
名称・規格など	数量	単位	単 価	金 額	備	考
計画準備   職員点検 交通規制無 	10	橋			VV000011000	単第0-0002 表
定期点検 幅員8m程度 橋長2m以上5m以下 職員点検	10	橋			VV000021020	単第0-0006 表
報告書作成 一般橋梁 職員点検	10	橋			VV000030000	単第0-0004 表
*** 合計 ***	10	橋				
*** 単位当たり ***	1	橋				

W000021020 施工代価表 <sup>単第0 -0006 表</sup>

定期点検

に知る状 幅 <u>員8m程度 橋長2m以上5m以下</u> 職員 名 称 ・ 規 格 な ど	点検				10	橋 当り
名 称 ・ 規 格 な ど	数量	単位	単 価	金額	備	考
技師(B) 外業	1.2	人			R0890	
技師(C) 外業	1.2	人			R0900	
技術員 外業	1.2	人			R0905	
*** 合計 ***	10	橋				
*** 単位当たり ***	1	橋				
		1				

一般橋梁

施工代価表 戦第0 -0007 表

職員点検 規制無 幅員	12m程度 橋		5 m N T	-, -,	<b>丰</b> 第0 -0007 农	10 橋	当り
	<u>」 Z III 住                               </u>	ᅜᄼ ᆸᄼ	単価	金額		<u>10</u> 考	ョリ
名 称 ・ 規 格 な ど	数量	単位		並 額			<b>=</b>
計画準備 職員点検 交通規制無	10	橋			VV000011000	単第0-0002	衣
定期点検 幅員12m程度 橋長2m以上5m以下 職員点検	10	橋			VV000021030	単第0-0008	表
報告書作成 一般橋梁 職員点検	10	橋			VV000030000	単第0-0004	表
*** 合計 ***	10	橋					
*** 単位当たり ***	1	橋					

# VV000021030 施 工 代 価 表 ■第0 -0008 表

定期点検 幅員12m程度 橋長2m以上5m以下 職員点	VV000021	030	! <del> </del>	1七 1世	一表		単第0 -0008 表 1	0 橋	」と 当り
幅員12m程度 橋長2m以上5m以下 職員点 名 称 ・ 規 格 な ど	<del>数</del> 量	単位	単	価	金	額	 	<u>0                                    </u>	<u> </u>
技師(B) 外業	1.4	人		ΙЩ	ЛĽ	<u> </u>	R0890	<del>-</del>	
技師(C) 外業	1.4	人					R0900		
技術員 外業	1.4	人					R0905		
*** 合計 ***	10	橋							
* * * 単位当たり * * *	1	橋							

施工代価表 戦第0 -0009 表

打合せ等 中間打合せ回数=2回 名 称 ・ 規 格 な ど	SY210009	施		代個	〕表		単第0 -0009 表	1	<sub>貝0</sub> 業務	-0013 <u>当り</u>
名 称 ・ 規 格 な ど	数量	単 位	単	価	金	額	備		考	
主任技師内業		人					R0610			
技師(A) 内業		人					R0620			
技師(B) 内業		人					R0630			
*** 単位当たり ***	1	業務								
A=2 中間打合せ回数										

# 数量総括表

種別	規格1	規格2	単位	数量
一般橋梁				
職員点検	計画準備·定期点檢·報告書作成	規制有		
	計画準備·定期点檢·報告書作成	規制無		
	幅員4m程度	橋長2m以上5m以下	橋	32
	幅員8m程度	橋長2m以上5m以下	橋	13
	幅員12m程度	橋長2m以上5m以下	橋	5
打合せ等	中間打合せ2回		業務	1

#### 点検施設 一覧表

					点検抗	施設 一	覧表							
番号	地区	施設ID	IEID	施設名	路線名	施設長	全幅員	形式	径間			点検[	区分	
ш.,	-0-	#EUX.5	16.5	NEW I	PH 475 H	(m)	(m)	///	(214)	種別	区分	区分2(幅員)	手法	規制
1	本庁	BR0-00120	450123	彦島西山町4号橋	彦島西山町66号線	2. 2	6. 1	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	8m程度	地上梯子	無
2	本庁	BR0-00125	450129	新川橋	前八幡·四王司線	4. 2	5. 0	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	4m程度	地上梯子	無
3	本庁	BR0-00127	450131	長府才川町3号橋	才川·員光線	4. 3	5. 6	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	4m程度	地上梯子	無
4	本庁	BR0-00135	450139	長府前田町1号橋	前田町9号線	3. 5	3. 7	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	4m程度	地上梯子	無
5	本庁	BR0-00137	450141	長府黒門南町1号橋	長府黒門南町1号線	3. 0	3. 4	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	4m程度	地上梯子	無
6	本庁	BR0-00139	450143	長府東侍町1号橋	長府東侍町7号線	3. 6	6.5	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	8m程度	地上梯子	無
7	本庁	BR0-00157	450161	矢櫃橋	長府松小田南町1号線	4. 1	3. 3	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	4m程度	地上梯子	無
8	本庁	BR0-00166	450170	長府才川町6号橋	長府才川町35号線	3. 3	4. 4	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	4m程度	地上梯子	無
9	本庁	BR0-00178	450182	王司員光14号橋	員光·清末線	2. 4	10.0	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	12m程度	地上梯子	無
10	本庁	BR0-00191	450195	王司神田4号橋	王司神田6号線	3. 3	2. 5	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	4m程度	地上梯子	無
11	本庁	BR0-00208	450212	王司神田1号橋	王司西観音町3号線	2. 6	7. 8	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	8m程度	地上梯子	無
12	本庁	BR0-00213	450217	王司宇部15号橋	王司上町14号線	3. 2	4. 8	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	4m程度	地上梯子	無
13	本庁	BR0-00282	450287	清末東町5号橋	清末東町6号線	2. 0	15. 0	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	12m程度	地上梯子	無
14	本庁	BR0-00308	450313	阿内20号橋	清末阿内42号線	2. 6	5. 1	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	4m程度	地上梯子	無
15	本庁	BR0-00311	450316	清末鞍馬1号橋	清末西町15号線	3. 2	7. 9	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	8m程度	地上梯子	無
16	本庁	BR0-00313		清末鞍馬3号橋	清末西町16号線	3. 3	6. 4		1	一般橋梁	職員点検	8m程度	地上梯子	無
17	本庁	BR0-00314	450319	清末大門1号橋	清末大門5号線	3. 1	4. 4		1	一般橋梁	職員点検	4m程度	地上梯子	無
18	本庁	BR0-00316	450321	清末赤池1号橋	清末赤池町1号線	3. 1	3. 2		1		職員点検	4m程度	地上梯子	無
19	本庁	BR0-00321	450326	清末五毛1号橋	清末五毛1号線	4. 3	4. 6		1		職員点検	4m程度	地上梯子	無
20	本庁	BR0-00322	450327	清末五毛2号橋	清末五毛3号線	2. 3	7. 6		1		職員点検	8m程度	地上梯子	無
21	本庁	BR0-00324	450329	清末鞍馬4号橋	清末鞍馬自歩道1号線	2. 1	1. 4		1		職員点検	4m程度	地上梯子	無
22	本庁	BR0-00327	450332	清末鞍馬6号橋	清末鞍馬26号線	2. 6	8. 8		1		職員点検	8m程度	地上梯子	無
23	本庁	BR0-00328	450333	茶屋橋	王司·小月線	3. 1	8. 2		1		職員点検	8m程度	地上梯子	無
24	本庁	BR0-00331	450336	小月2号橋	小月小月町2号線	5. 0	3. 4	RC 橋	1		職員点検	4m程度	地上梯子	無
25	本庁	BR0-00339	450345	小月11号橋	小月幸町2号線	2. 6	1. 5	RC 橋	1		職員点検	4m程度	地上梯子	無
26	本庁	BR0-00341	450347	小月10号橋	小月幸町6号線	4. 8	3. 9	RC 橋	1		職員点検	4m程度	地上梯子	無
27	本庁	BR0-00344	450350	小月22号橋	小月杉迫10号線	3. 1	6. 5		1		職員点検	8m程度	地上梯子	無
28	本庁	BR0-00346		小月28号橋	小月杉迫16号線	2. 0	4. 9	RC 橋	1		職員点検	4m程度	地上梯子	無
29	本庁	BR0-00348	450354	小月18号橋	小月本町9号線	2. 1	2. 2	RC 橋	1		職員点検	4m程度	地上梯子	無
30	本庁	BR0-00349	450355	小月20号橋	小月本町11号線	3. 9	5. 8	RC 橋	1		職員点検	4m程度	地上梯子	無
31	本庁	BR0-00351	450357	小月26号橋	小月本町36号線	2. 0	7. 9	RC 橋	1		職員点検	8m程度	地上梯子	無
32	本庁	BR0-00358	450364	王喜開作1号橋	王喜開作線	2. 5	9. 7		1		職員点検	8m程度	地上梯子	無
33	本庁	BR0-00361	450367	王喜畑・中原1号橋	王喜畑・中原線	2. 2	5. 4	RC 橋	1		職員点検	4m程度	地上梯子	無
34	本庁	BR0-00362	450368	王喜畑・中原2号橋	王喜畑·中原線	2. 5	7. 9		1		職員点検		地上梯子	無
35	本庁	BR0-00363	450369	王喜畑・中原3号橋	王喜畑・中原線	2. 5	11. 9				職員点検		地上梯子	無
36	本庁	BR0-00370		木屋川本町13号橋		4. 4	8. 0		1		職員点検		地上梯子	無
37	本庁	BR0-00378		王喜本町4号橋	王喜本町8号線	2. 4	5. 3		1		職員点検		地上梯子	無
38	本庁	BR0-00401		白崎2号橋	白崎6号線	2. 9	28. 8		1		職員点検		地上梯子	無
39	本庁	BR0-00582		吉見下24号橋	吉見下14号線	3. 7	2. 8		1		職員点検		地上梯子	無
40	本庁	BR0-00585		吉見下15号橋	吉見下37号線	3. 7	2. 0		1		職員点検		地上梯子	無
41	本庁	BR0-00586		吉見下21号橋	吉見下49号線	4. 4	4. 2		1		職員点検		地上梯子	無
				吉見下20号橋										無
42 43	本庁	BR0-00589 BR0-00594		吉見下20号橋	吉見下60号線	4. 0 3. 5	3. 0 1. 7		1		職員点検 職員点検		地上梯子 地上梯子	無
43	本庁	BR0-00594		吉見上3号橋	吉見上16号線	3. 6	4. 9		1		職員点検			無
			450602		吉見上18号線								地上梯子	無
45	本庁	BR0-00596		吉見上6号橋	吉見上18号線	3. 1	2. 7		1		職員点検		地上梯子	無
46	本庁	BR0-00597		吉見上5号橋	吉見上25号線	2. 8	2. 9		1		職員点検		地上梯子	無
47	本庁	BR0-00598	450604	吉見上10号橋	吉見上30号線	3.8	3. 6		1		職員点検		地上梯子	無
48	本庁	BR0-00602	450608	吉見永田郷4号橋	吉見永田郷3号線	3. 1	4. 6		1		職員点検		地上梯子	無
49	本庁	BR0-00740	450746	内日上19号橋	内日上53号線	3.0	5. 0				職員点検		地上梯子	無
50	本庁	BR0-01529	451543	ムメイキョウ王司本町橋	宇部西線	2. 2	21. 0	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	12m程度	地上梯子	/III

	個別数量算出表_職員点検_規制無_幅員 4 m程度																		
+ <del>/-</del> =0.10	III ID	₩-=0. #	마셔 선수 수가	施設長	全幅員	π/ <del>- L</del>		橋	長					機械	経費				安全費
施設ID	旧ID	施設名	路線名	(m)	(m)	形式	2m以上 5m以下	5mを超え 10m以下	10mを超え 15m以下		BT200	BT400	リフト10m	リフト20m	小型船舶	枠組足場	ロープアクセス	その他	誘導員
2	3	4	5		7	8					16	17	18	19	20	21	22	23	24
BR0-00125	450129	新川橋	前八幡·四王司線	4. 2	5. 0	RC 橋	0												
BR0-00127	450131	長府才川町3号橋	才川·員光線	4. 3	5. 6	RC 橋	0												
BR0-00135	450139	長府前田町1号橋	前田町9号線	3. 5	3. 7	RC 橋	0												
BR0-00137	450141	長府黒門南町1号橋	長府黒門南町1号線	3. 0	3. 4	RC 橋	0												
BR0-00157	450161	矢櫃橋	長府松小田南町1号線	4. 1	3. 3	RC 橋	0												
BR0-00166	450170	長府才川町6号橋	長府才川町35号線	3. 3	4. 4	RC 橋	0												
BR0-00191	450195	王司神田4号橋	王司神田6号線	3. 3	2. 5	RC 橋	0												
BR0-00213	450217	王司宇部15号橋	王司上町14号線	3. 2	4. 8	RC 橋	0												
BR0-00308	450313	阿内20号橋	清末阿内42号線	2. 6	5. 1	RC 橋	0												
BR0-00314	450319	清末大門1号橋	清末大門5号線	3. 1	4. 4	RC 橋	0												
BR0-00316	450321	清末赤池1号橋	清末赤池町1号線	3. 1	3. 2	RC 橋	0												
BR0-00321	450326	清末五毛1号橋	清末五毛1号線	4. 3	4. 6	RC 橋	0												
BR0-00324	450329	清末鞍馬4号橋	清末鞍馬自歩道1号線	2. 1	1.4	RC 橋	0												
BR0-00331	450336	小月2号橋	小月小月町2号線	5. 0	3. 4	RC 橋	0												
BR0-00339	450345	小月11号橋	小月幸町2号線	2. 6	1. 5	RC 橋	0												
BR0-00341	450347	小月10号橋	小月幸町6号線	4. 8	3. 9	RC 橋	0												
BR0-00346	450352	小月28号橋	小月杉迫16号線	2. 0	4. 9	RC 橋	0												
BR0-00348	450354	小月18号橋	小月本町9号線	2. 1	2. 2	RC 橋	0												
BR0-00349	450355	小月20号橋	小月本町11号線	3. 9	5. 8	RC 橋	0												
BR0-00361	450367	王喜畑・中原1号橋	王喜畑·中原線	2. 2	5. 4	RC 橋	0												
BR0-00378	450384	王喜本町4号橋	王喜本町8号線	2. 4	5. 3	RC 橋	0												
BR0-00582	450588	吉見下24号橋	吉見下14号線	3. 7	2. 8	RC 橋	0												
BR0-00585	450591	吉見下15号橋	吉見下37号線	3. 7	2. 0	RC 橋	0												
BR0-00586	450592	吉見下21号橋	吉見下49号線	4. 4	4. 2	RC 橋	0												
BR0-00589	450595	吉見下20号橋	吉見下60号線	4. 0	3. 0	RC 橋	0												

	個別数量算出表_職員点検_規制無_幅員 4 m程度																		
+ <del>/-</del> = 0. 1 D	IETO	₩-=0. #	四左 4 立 左	施設長	全幅員	π/ <del></del> -		橋	長			機械経費							
施設ID	IBID	施設名	路線名	(m)	(m)	形式	2m以上 5m以下	5mを超え 10m以下	10mを超え 15m以下		BT200	BT400	リフト10m	リフト20r	m 小型船舶	枠組足場	ロープアクセス	その他	誘導員
BR0-00594	450600	吉見上1号橋	吉見上16号線	3. 5	1. 7	RC 橋	0	TOIIIX	10IIIII I	7011124									
BR0-00595	450601	吉見上3号橋	吉見上18号線	3. 6	4. 9		0												
BR0-00596	450602	吉見上6号橋	吉見上18号線	3. 1	2. 7	RC 橋	0												
BR0-00597	450603	吉見上5号橋	吉見上25号線	2. 8	2. 9	RC 橋	0												
BR0-00598	450604	吉見上10号橋	吉見上30号線	3. 8	3. 6	RC 橋	0												
BR0-00602	450608	吉見永田郷4号橋	吉見永田郷3号線	3. 1	4. 6	RC 橋	0												
BR0-00740	450746	内日上19号橋	内日上53号線	3. 0	5. 0	その他	0												
	合	計		32 施設		•	32	0	0	0	0	0	0	(	0	0	0	0	0

	個別数量算出表_職員点検_規制無_幅員8m程度																					
+ <del>/-</del> =n.in	ILID	+ <del>/</del> = ⊓.	DR 4台 A7	施設長	全幅員	πz <del>-1</del> -				橋長							機械	経費				安全費
施設ID	IBID	施設名	路線名	(m)	(m)	形式	2m以上 5m以下	5mを超え 10m以下	10mを超え 15m以下				t 50mを超え 70m以下	BT200	BT400	リフト10m	リフト20m	小型船舶	枠組足場	ロープアクセス	その他	誘導員
BR0-00120	450123	彦島西山町4号橋	彦島西山町66号線	2. 2	6. 1	RC 橋	0															
BR0-00139	450143	長府東侍町1号橋	長府東侍町7号線	3. 6	6. 5	RC 橋	0															
BR0-00208	450212	王司神田1号橋	王司西観音町3号線	2. 6	7. 8	RC 橋	0															
BR0-00311	450316	清末鞍馬1号橋	清末西町15号線	3. 2	7. 9	RC 橋	0															
BR0-00313	450318	清末鞍馬3号橋	清末西町16号線	3. 3	6. 4	RC 橋	0															
BR0-00322	450327	清末五毛2号橋	清末五毛3号線	2. 3	7. 6	RC 橋	0															
BR0-00327	450332	清末鞍馬6号橋	清末鞍馬26号線	2. 6	8.8	RC 橋	0															
BR0-00328	450333	茶屋橋	王司·小月線	3. 1	8. 2	RC 橋	0															
BR0-00344	450350	小月22号橋	小月杉迫10号線	3. 1	6. 5	RC 橋	0															
BR0-00351	450357	小月26号橋	小月本町36号線	2. 0	7. 9	RC 橋	0															
BR0-00358	450364	王喜開作1号橋	王喜開作線	2. 5	9. 7	RC 橋	0															
BR0-00362	450368	王喜畑·中原2号橋	王喜畑·中原線	2. 5	7. 9	RC 橋	0															
BR0-00370	450376	木屋川本町13号橋	木屋川本町21号線	4. 4	8. 0	RC 橋	0															
1	合計 13 施設						13	0	0	0	0	(	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	個別数量算出表_委託B点検_幅員12m程度																				
+ <del>/-</del> =n. 1 D	IETD	+/ <del>-</del> =0. <i>4</i> 2	四左 4 立 47	施設長	全幅員	π/ <del>-1</del> 5	橋長 機械経費 5						安全費								
施設ID	IEID	施設名	路線名	(m)	(m)	形式	2m以上 5m以下	5mを超え 10m以下	10mを超え 15m以下	15mを超え 20m以下	20mを超え 30m以下	30mを超え 50m以下	BT200	BT400	リフト10m	リフト20m	小型船舶	枠組足場	ロープアクセス	その他	誘導員
BR0-00178	450182	王司員光14号橋	員光·清末線	2. 4	10.0	RC 橋	0														
BR0-00282	450287	清末東町5号橋	清末東町6号線	2. 0	15. 0	RC 橋	0														
BR0-00363	450369	王喜畑・中原3号橋	王喜畑·中原線	2. 5	11. 9	その他	0														
BR0-00401	450407	白崎2号橋	白崎6号線	2. 9	28. 8	RC 橋	0														
BR0-01529	451543	ムメイキョウ王司本町橋	宇部西線	2. 2	21. 0	RC 橋	0														
	合	計		5 施設			5	0	0	0	0	0	C	0	0	0	0	0	0	0	C

機械経費算出表														
	BT200	BT400	リフト10m	リフト20m	小型船舶	枠組足場	ロープアクセス	その他	合計					
委託B_数量算出表_4m	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
委託B_数量算出表_8m	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
委託B_数量算出表_12m	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
委託B_溝橋_数量算出表	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
職員_規制有_数量算出表_4m	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
職員_規制無_数量算出表_4m	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
職員_規制有_数量算出表_8m	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
職員_規制無_数量算出表_8m	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
職員_規制有_数量算出表_12m	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
職員_規制無_数量算出表_12m	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
職員_溝橋_規制有_数量算出表	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
職員_溝橋_規制無_数量算出表	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
合計	0	0	0	0	0	0	0	0						
日当り作業量	500	800	500	500	300									
所要日数	0	0	0	0	0				0					
交通規制設備 (現場・日)	0	0	0	0	0				0					
交通誘導員A (人・日)									0					
交通誘導員B (人・日)	0	0	0	0	0				0					

# 特記仕様書

## (共通)

- 1. この仕様書に定めのない事項については、契約図書、山口県業務委託共通仕様 書、監督職員の指示に従うものとする。
- 2. 優先順位は、監督職員の指示、特記仕様書、共通仕様書の順とする。

#### 3. 目的

本業務は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止、および橋梁の適切な維持管理のために必要な情報を得ることを目的に実施し、損傷状況の把握、対策区分の判定、健全性の診断、および点検結果の記録を行うものである。

#### 4. 業務範囲

本業務の対象橋梁は、別紙「点検施設一覧表」に示す。

### 5. 実施計画

受注者は、契約締結後速やかに業務計画書、工程表、管理技術者および照査技 術者届、その他関係書類を発注者に提出しなければならない。

### 6. 守秘義務

- (1) 本業務における成果は、全て発注者に帰属するものであり、受注者は委託の 過程及び結果から知り得た情報について発注者の許可なく公表してはならない。
- (2) 発注者より貸与された資料及び成果品について、受注者は破損、紛失のないように取り扱いに十分注意するものとする。

# 7. 貸与資料

本業務を実施する上で必要となる資料は、発注者が承認した受注者側の管理技術者に貸与するものとする。

貸与する資料は下記のとおりとする

• 既往橋梁点檢資料

# 8. 労働環境改善の取組

- (1)業務の実施にあたっては、「調査・設計等業務におけるウィークリースタンス 実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。
- (2) 今後の労働環境改善のため、後日アンケートを実施する場合には、受注者は 調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行う こと。

- 9. 管理技術者、照査技術者は、以下のいずれかの資格保有者とすること。
  - (1)技術士 [総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)、建設部門(鋼構造及びコンクリート)]
  - (2) RCCM (鋼構造及びコンクリート)
  - (3) 国土交通省登録技術者資格(施設分類「橋梁」、業務「計画・調査・設計」、 知識・技術を求める者「管理技術者・照査技術者」)
  - (4)建設コンサルタント登録規定に基づく技術管理者[鋼構造及びコンクリート]
  - (5)土木学会認定技術者資格制度に基づく土木学会認定技術者[特別上級技術者 (分野:メンテナンス)、上級技術者コース A(分野:メンテナンス)又はコース B(分野:橋梁)、1級技術者コース A-分野:メンテナンス)又はコース B(分野:橋梁)]
  - (6) 国土交通省登録技術者資格において、以下の担当技術者に該当する資格 [鋼橋]

施設分野:橋梁(鋼橋)

業務:点検・診断に該当する資格

〔コンクリート橋〕

施設分野:橋梁(コンクリート橋)業務:点検・診断に該当する資格

10. 適用指針

本業務は、下記の基準等の最新版に準拠して行うものとする。

- (1) 山口県橋梁点検要領(案)
- (2) 道路橋定期点檢要領
- (3) 橋梁定期点検要領
- (4) 点検支援技術性能カタログ(案)
- (5) その他必要となる技術基準等

# (橋梁等点検業務)

- 1. 橋梁等定期点検(職員点検)
  - 1-1 計画準備

業務計画書及び、詳細な点検計画となる実施計画書を作成する。

作成にあたっては、初回協議において、過年度資料等を用い、交通規制の要否、 近接手段等について情報収集整理を行い、点検方針を決めるものとする。

交通規制を要する橋梁については、現地踏査を行い、必要な情報を収集し、定期点検に必要な関係機関等との協議用資料や説明用資料等を作成すること。

受注者は、全国道路施設点検データベースに登録し、必要に応じデータの閲覧や取得すること。

# 1-2 定期点検

道路橋定期点検要領に定める記録様式を用い、各径間の部位・部材毎で損傷種類に応じて損傷区分を評価し、各径間の中で最も悪い損傷をその橋の部位・部材における損傷区分として下記資料を作成すること。

なお、損傷等の写真については、健全箇所も含め、橋梁全体の状況が把握できる可能な限りの範囲を撮影することを基本とし、記録様式添付写真以外も納品の対象とする。

# <作成資料>

### 委託B点検

道路橋定期点検要領に基づく、様式1~3

山口県橋梁定期点検要領(案)に基づく、「点検調書(その1~4)」

山口県橋梁定期点検要領(案)に基づく、「基礎データ入力表」

### 職員点検

道路橋定期点検要領に基づく、様式1~3

山口県橋梁定期点検要領(案)に基づく、「基礎データ入力表」

# 1-3 報告書作成

定期点検業務の成果として、作成した資料や点検表記録等のとりまとめを 行う。なお、とりまとめにあたっては、「橋梁点検一覧表」を作成し、点検時 に作成した資料と併せて、電子媒体でも納品すること。

受注者は、内容について監督職員に承諾を得た協議道路橋定期点検要領に基づく様式1~3を、全国施設点検データベースに登録すること。

# 1-4 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果物納入時に行う。

### 業務着手時

業務計画書を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、定期点検に必要な資料等の貸与を行う。

#### 中間打合せ

現地踏査完了時や現地での点検終了時等の区切りにおいて行う。 成果物納入時

成果物のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

# 2. 橋梁点検の体制

橋梁点検に係る点検体制は以下の通りとする。

点検は、以下のいずれかの資格を有する者で実施すること

- (1) 本業務における管理技術者と同等の資格
- (2) 国土交通省登録技術者資格において、以下に該当する資格
  - 鋼橋「施設分野:橋梁(鋼橋)-業務:点検」

- ・コンクリート橋「施設分野:橋梁(コンクリート橋)-業務:点検」
- ・トンネル「施設分野:トンネルー業務:点検」

診断は、以下のいずれかの資格を有する担当技術者が行うこと。

- (1) 本業務における管理技術者と同等の資格
- (2) 国土交通省登録技術者資格において、以下に該当する資格
  - 鋼橋「施設分野:橋梁(鋼橋) -業務:診断」
  - ・コンクリート橋「施設分野:橋梁(コンクリート橋)-業務:診断」
  - ・トンネル「施設分野:トンネルー業務:診断」

# 3. 緊急対応

現場作業時に緊急対応が必要とされる損傷が発見された場合は、直ちに監督 職員に報告すること。

# 4. 新技術等の活用検討について

受注者は、計画準備の際に、個別の施設ごとに定期点検にて新技術等※1を活用することで、費用の縮減や事業の効率化が図れるか否かを必ず検討すること。なお、新技術等の活用検討にあたっては、当該新技術等の適用箇所、適用条件等に留意すること。

検討の結果、効率化等の効果が期待できる場合は、新技術等を積極的に活用すること。新技術等の活用の可否について、検討結果を記録し、定期点検において新技術等を活用した場合には、活用記録表も作成すること。(結果的に活用しなかった場合も、検討結果の記録は作成すること。)これらの記録は、成果品の一部として納品すること。

※1 定期点検における新技術等とは、国土交通省が作成している「点検支援性能カタログ(案)」に掲載されている技術を指す。

#### 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

#### (総則)

第1条 発注者と受注者は、下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号)第3条に規定する基本理 念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

#### (暴力団排除に係る契約の解除)

- 第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対しなんらの催告を要せず、 この契約を解除することができる。
  - (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約(以下「本契約」という。)の規定による。

#### (関係機関への照会等)

- 第3条 発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。
- 2 受注者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

# (本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

- 第4条 受注者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者(この条において「下請事業者等」という。)が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 発注者、受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行 の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。